

公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、令和6年12月25日に認可した農用地利用集積等促進計画のうち、次の計画について一部を次のように訂正した。

令和7年2月10日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1. 設定する権利

●農地中間管理権の設定および賃借権又は使用貸借による権利

訂正後

番号	権利を設定する者		権利の設定を受ける者		権利を設定する土地			権利の設定内容		
	氏名又は名称	住所又は所在地	氏名又は名称	住所又は所在地	所在及び地番	現況地目	契約面積 (㎡)	権利の種類	始期	終期
1	略	略	紺頼 良男	略	略	略	略	略	略	略
2			紺頼 良男							
3			紺頼 良男							
4			紺頼 良男							

訂正前

番号	権利を設定する者		権利の設定を受ける者		権利を設定する土地			権利の設定内容		
	氏名又は名称	住所又は所在地	氏名又は名称	住所又は所在地	所在及び地番	現況地目	契約面積 (㎡)	権利の種類	始期	終期
1	略	略	紺頼 良雄	略	略	略	略	略	略	略
2			紺頼 良雄							
3			紺頼 良雄							
4			紺頼 良雄							